

# 第 18 回夢の島レガッタ

## プロテスト委員会から選手・コーチへのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

### ◀ 海上で ▶

#### 1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し免罪にあたらぬ場合には、抗議されたか否かに関わらず、速やかにペナルティー（リタイアの場合もあります）を履行してください。違反した規則が裁量ペナルティー（**帆走指示**）の対象である場合には、履行すべきペナルティーが決まっていますので、自らプロテスト委員会に申し出てください。
- 他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。「ジャッジも見いていたのに抗議してくれなかった」と不満に思うのは間違いです。

**規則 2**（公正な帆走）の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が艇を抗議することもあります（**規則 69**に基づいてそれ以上の処置が取られることもあります）。そのような違反としては、例えば：

- a. 意図的に規則違反する。
- b. 規則違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- c. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇（競技者）を威嚇する。
- d. チームレース。レース中、自艇の成績には関係なく、自艇以外の他艇の成績を良くするために行動する。
- e. 損傷や傷害を引き起こす、または引き起こす可能性がある無謀な操船。

#### 2. 外部の援助

準備信号の後に、支援艇等から指導や助言を得たり、セーリング用具を受け渡ししたりすると**規則 41**に違反することになります。**規則 41**に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。

#### 3. 支援艇

支援艇の代表者とドライバーは**帆走指示 22**を注意深く読んで下さい。

#### 4. 推進方法

ISAF Rule42 Interpretation（**規則 42**の ISAF 公式解釈）の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます： JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

- a. 操舵を容易にするためではない 1 回のロールに、明らかに艇を推進させる効果があった場合、**規則 42.1**の違反になります（**Basic 6** in ISAF Rule42 Interpretation）。
- b. 逆に反ったトップバテンを正常に戻すため（バテン返し）であれば、バテンが正しく戻るまでメインセイルをバンプすることができますが、この行動により艇が明らかに推進した場合は、**規則 42.1**の違反となります（**規則 42.3(e)**）
- c. メダル・レースを除き、1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません（**規則 44.2, P2.1**）。

- d. メダル・レースを除き、今大会中（予選、決勝、11位以下の追加のレースを通じて）2回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません（規則 P2.2, P2.3）。

プロテスト委員会艇は通常は引き波の影響をレース艇に与えないように操船します。ただし、乗艇しているジャッジが黄色旗を高く掲げているときは、**規則 42** 違反をした艇に近づこうとしています。引き波の影響を与えてしまうことがあるかもしれませんが、艇に早くペナルティーを伝えるためですので、ご理解下さい。

**付則 P** に基づくペナルティーを課された場合には、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解できなかった場合には、陸上で説明を受けることもできます。

**付則 P** に基づくペナルティーを課したジャッジの誤りに対する救済要求は**規則 P4** により厳しく制限されています。与えられる場合、与えられる救済にはペナルティー回転による順位へのロスとは通常は考慮されません。

## ＜ 陸 上 で ＞

### 5. 審問のオブザーバー

今大会では審問の当事者以外の人（オブザーバー）が審問を傍聴することができます。当事者の関係者でない人も、もちろん選手も、オブザーバーになれます。希望される方はプロテスト委員会にお申し出下さい。

### 6. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と開始予定時刻は抗議締め切り時間後 30 分以内に掲示板に掲示されます（**帆船指示 17.3**）。必ず掲示を見て、開始予定時刻には審問室前で待機してください。当事者が現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして判決を行うことがあります（**規則 63.3(b)**）。

### 7. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり（真実を証言しないことも含む）すると、スポーツマンシップの違反となり、**規則 69**（重大な不正行為）に基づく審問が召集されて、重いペナルティーが課されることがあります。

### 8. OCS, ZFP, BDF または UFD と記録されたことに対する救済要求

OCS、ZFP、BFD または UFD と記録された艇が、レース委員会の誤りを主張して**規則 62.1(a)** に基づき救済要求することがありますが、救済が与えられるためには、艇は、自艇が正しくスタートしていたことを証明する疑う余地のない決定的な証拠を提示する必要があります。

例えば、OCS、ZFP、BFD または UFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時（あるいはその 1 分前から）のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

### 9. ビデオ映像等の証拠

審問においてビデオ映像やトラッキング・システムの情報等を再生するのに必要な機器の手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行って下さい。これらの証拠を提示する場合には、全ての当事者とパネルメンバが同時に見るようにして下さい。

## 10. 審問の再開

今大会では、審問の当事者による審問再開要求の時間が制限されています（**帆走指示 17.3**）。

審問の当事者が審問の再開を要求した場合、以下の 2 つの場合に限り、審問を再開します（**規則 M4**）。

- 判決を変えるかもしれない新たな証拠がある。
- プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

最初の審問の前にも入手可能であった証拠は、新たな証拠とは見なされませんので、たとえ判決を変えるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません（**ケース 115**）。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

## 11. プロテスト委員会への質問・要望

選手やコーチは、規則（帆走指示を含む）の解釈やプロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員会に質問することができます。毎朝のブリーフィングが最も良い機会ですが、それ以外でも必要なら書面で提出して下さい。全選手への公平性のために、質問と回答は文書で掲示して公開します。

2019年2月10日  
プロテスト委員長  
高橋有樹